

# 第4期茨城県衛生研究所中期運営計画（R8～11）

令和8年3月

茨城県衛生研究所

## I 衛生研究所の果たす役割

地方衛生研究所は、これまで「地方衛生研究所設置要綱」（平成9年3月14日厚生省発健政第26号厚生事務次官通知）に基づき、地域における科学的かつ技術的中核機関としての役割を果たしてきたところである。

今般、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」（令和4年法律第96号）により、地域保健法（昭和22年法律第101号）が改正され、第26条により地方衛生研究所は法的位置付けが明確化された（令和5年4月1日施行）。また、健康危機管理体制強化として、これまで行われてきた調査研究、試験検査、地域保健に関する情報の収集・整理・活用及び研修指導等を実施するための体制整備、国立試験研究機関や他の地方衛生研究所等との連携強化、健康危機対処計画の策定等の必要な措置を講ずること等も規定された。

近年、国境を超えた広範囲にわたる新興・再興感染症の発生のほか、ウイルスや細菌等による食中毒の広域化、医薬品等による健康被害、食品の異物混入事件等、保健衛生を取り巻く状況は大きく変化している。

当研究所では、県民の健康で安全な生活を支えるため、食品や医薬品等の安全性を確保するための試験検査を実施し、健康被害を未然に防止するとともに、新興・再興感染症等の突発的な健康危機事案の発生に備えて、平時から健康危機対処計画に基づく検査体制を整備する。また、医療機関や茨城県衛生研究所評価委員会等の意見を反映させた公衆衛生及び地域保健に関する調査研究を進め、茨城県総合計画や茨城県保健医療計画に基づく保健衛生行政の着実な推進に取り組む。さらに、技術研修・学会等への積極的な参加により研究者の資質向上及び人材育成を図るとともに、保健所職員及び地域保健対策に係る関係者に対しては、研修・指導その他必要な支援を行う。当研究所内に設置している「茨城県感染症情報センター」では、感染症に係る最新情報を収集・整理・解析し、県民及び関係機関へ迅速かつ分かりやすく提供していくことで、感染症等の発生予防及びまん延防止に寄与する。健康危機管理においては、関係機関との連携が重要であるため、情報共有やネットワークの構築、共同研究等を通じて平時から積極的な連携強化を図る。

## II 中期運営計画の期間

中期運営計画の期間は、令和8年度から11年度の4年間とする。

### Ⅲ 計画期間に行う業務

#### い) 県民に対して提供する業務

##### 1 調査研究

近年の公衆衛生及び地域保健を取り巻く状況や県民ニーズを踏まえて、感染症予防や食品衛生対策等の保健衛生行政の効率的な推進に寄与するため、地域特性に着目した調査研究を重点的に進める。また、緊急性があり必要な調査研究も実施する。

調査研究テーマの選定については、透明性を確保するため、審査の基準等採択に係る要領を定め、本要領に基づき、所内の研究課題承認委員会による承認を受けたうえで決定する。

また、調査研究の進捗については、定期的な報告書等により所長が管理を行う。

#### (1) 感染症や食中毒における原因物質（ウイルス・細菌など）の同定や感染経路を推定するための調査研究

##### 研究の方向

新型コロナウイルス感染症をはじめとする新興・再興感染症の発生や、ウイルス・細菌等による広域的な大規模食中毒事案など、健康危機事案の発生は後を絶たない。これらの事案の発生を未然に防止するため、また、事案発生時に迅速に対応するため、原因物質の同定や感染経路の推定等、疫学解析に取り組む。

#### (1) - 1 「茨城県における薬剤耐性菌の分子疫学解析」に関する試験研究 (研究期間：平成 31(令和元)～令和 8 年度)

##### 【背景】

近年、抗菌薬が効かない、もしくは効きにくい薬剤耐性菌の世界的な拡大が公衆衛生上の問題となっている。カルバペネム耐性腸内細菌目細菌（CRE）の中でも特に、カルバペネマーゼ産生腸内細菌目細菌（CPE）については、プラスミド上に耐性遺伝子がある場合、他の菌種に伝播することが知られており警戒を要する。そのため、県内の CRE の菌株を収集し、次世代シーケンサーを用いた全ゲノム解析（WGS）を実施するとともに、プラスミド解析を実施し、プラスミドを介した薬剤耐性遺伝子の伝播状況を明らかにすることが重要である。

【これまでの成果と今後の取り組み】

これまでの成果	今後の取り組み
<p>CRE498 株のうち CPE29 株 (5.8%) が検出された。得られた結果について保健所及び医療機関に還元するとともに、CPE の WGS を実施し薬剤耐性遺伝子の保有状況を解析した。Multi locus Sequence Typing 解析 (MLST 解析) により、県内における世界的パンデミック系統株の保有状況を確認した。</p>	<p>引き続き保健所及び研究協力機関と連携して CRE 菌株を収集し、表現型検査及び遺伝子検査を実施する。さらに CPE についてプラスミド解析等を行い、プラスミドを介した薬剤耐性遺伝子の伝播状況を明らかにする。</p> <p>得られた結果をまとめ、関係医療機関をはじめ、ホームページ等により県民に広く分かりやすく情報還元を行う。</p>

(1) - 2 「原因不明症例における次世代シーケンサーを用いたウイルスの網羅的解析」に関する試験研究

(研究期間：平成 31(令和元)～令和 10 年度)

【背景】

平時より、県内の医療機関から感染症を疑う急性脳炎および原因不明症例等の検査依頼があるが、通常の検査 (PCR 法や培養細胞によるウイルス分離等) では、原因ウイルスが特定できない症例が散見される。そのため、次世代シーケンサーを用いたウイルスの網羅的解析を行い、原因ウイルスの特定を行うことは、病気の診断・治療に重要である。

【これまでの成果と今後の取り組み】

これまでの成果	今後の取り組み
<p>これまでに 294 検体を試験した。その中で 2022 年にマダニ刺咬後に原因不明の疾患により死亡した患者において、世界で初めてオズウイルスの検出および分離に成功した。本症例は、マダニ媒介性が疑われる新規感染症として報告された。</p>	<p>今後も引き続き原因不明症例の原因究明に取り組むと共に、ヒトの臨床検体から解析に不要なヒト及び細菌のゲノムを除去する試験方法について検討を行う。</p>

(1) - 3 「オズウイルス感染症の血清疫学調査」に関する試験研究

(研究期間：令和6～9年度)

【背景】

令和5年に県内において、当研究所が患者からオズウイルスを検出したことで、世界で初めてとなるオズウイルス感染症患者が確認された。ヒトへのオズウイルスの感染実態は不明であり、ヒトの抗体保有状況を把握し、県内のヒトにおけるオズウイルスの感染状況を明らかにすることが重要である。

【これまでの成果と今後の取り組み】

これまでの成果	今後の取り組み
県内研究協力医療機関からヒト血清約2000検体を収集した。 オズウイルスの抗体価測定法を確立した。	多検体処理に適した血清学的検査法を検討する。確立した方法で、県内のヒトにおける抗体保有状況を調査し、オズウイルスの感染実態を明らかにする。

(1) - 4 「茨城県における伴侶動物の重症熱性血小板減少症候群(SFTS)ウイルス感染状況調査」に関する試験研究

(研究期間：令和7～9年度)

【背景】

重症熱性血小板減少症候群(SFTS)はSFTSウイルスによって起こる感染症で、西日本を中心に患者が報告されている。近年、発生地域が東日本にも拡大しており、県内でも令和7年8月に初めて患者が報告された。主な感染経路はウイルス保有マダニによる刺咬のほか、感染動物との接触である。特に、伴侶動物(イヌ・ネコ)はSFTSウイルス感受性が高く、濃厚接触によりヒトが感染した例が多く報告されている。そのため、県内の伴侶動物(イヌ・ネコ)のウイルス感染状況調査を行い、SFTSウイルス浸潤状況を明らかにすることは、重要である。

【これまでの成果と今後の取り組み】

これまでの成果	今後の取り組み
令和7年5月と8月に猫、6月に犬からSFTSウイルスが検出され、茨	動物情報の取得や検体搬入については、生活衛生課及び動物指導セン

<p>城県内では 3 頭の陽性動物が確認された。</p> <p>県生活衛生課から情報提供するとともに、当所ホームページにおいてもダニに対する注意喚起を行った。</p>	<p>ター等と協働して行い、県内の動物病院から検査依頼があったイヌ・ネコ検体について、SFTSV 遺伝子検出検査を実施する。目標検体数は 30 検体/年とする。</p>
---	--

(1) - 5 「茨城県におけるレジオネラ症の感染源及び重症化因子の解明」に関する研究

(研究期間：令和 8～12 年度)

【背景】

レジオネラ症はレジオネラ属菌による細菌感染症であり、高率に肺炎を引き起こす重症度の高い感染症である。浴槽水や冷却塔等の人工的な水環境や自然環境に由来するエアロゾル（細かい霧やしぶき）の吸入により感染・発症するが、感染源の特定は困難な場合が多い。そのため、感染源及び重症化因子の解明を行い、状況を明らかにすることが、感染対策において重要である。

【これまでの成果と今後の取り組み】

これまでの成果	今後の取り組み
	<p>県内の発生届出医療機関及び県内研究協力医療機関からレジオネラ症患者の喀痰等の検体及び疫学情報を収集する。検体についてはレジオネラ属菌の遺伝子型別検査を実施し、疫学情報については重症化因子の分析を行う。双方の結果を照らし合わせて、レジオネラ症のリスクを総合的に判断する。</p> <p>また、得られた結果を県民に広く分かりやすく周知し、今後の感染症予防及び公衆衛生の向上に役立てる。</p>

(1) - 6 「ダニ媒介性病原体の多項目同時検査法の開発」に関する試験研究  
(研究期間：令和8～12年度)

【背景】

ダニ媒介性感染症とは、病原体を保有するダニの刺咬により引き起こされる感染症であり、近年発生件数が増加傾向にある。

その代表である日本紅斑熱は平成30年以降、県内でも継続的に発生しており死亡例も報告されている。また、当研究所の調査により令和5年にダニが保有するオズウイルスによる患者が県内において世界で初めて確認され、令和7年にはSFTSウイルス患者が県内で初めて確認された。

このように、多様化するダニ媒介感染症に対して迅速に原因究明を行うためには、ダニが保有する感染リスクのある病原体を事前に把握し、各病原体を同時に検出する方法が必要である。

【これまでの成果と今後の取り組み】

これまでの成果	今後の取り組み
	県内に生息する植生マダニ及び野生動物に付着するマダニを採取し、次世代シーケンサーにより保有する病原体の網羅的解析を実施する。解析によって保有状況が明らかとなった病原体について、同時検出法の開発を行う。

(2) 食の安全・安心を確保するため、食品中の残留農薬、食品添加物、自然毒及び化学物質等の分析等に関する調査研究

研究の方向

科学技術の発展や食品流通の広域化・国際化などにより食生活を取り巻く環境が変化する中、食品への毒物混入事件など、食の安全・安心を大きく損なう事案が発生し、県民の不安は高まっている。これらの事案の発生を未然に防止するため、また、事案が発生した際、原因食品や原因物質を速やかに究明するため、検査・分析法を開発及び更新するなど、食品中の化学物質等に関する調査研究に取り組む。

## (2) - 1 健康危機管理体制強化のための植物性自然毒検査法の構築

(研究期間：令和6～10年度)

### 【背景】

植物性自然毒による食中毒は、喫食量が少量でも症状が重篤化しやすく、死亡事例も報告されている。県内でも有毒植物による食中毒事案が発生した際は、喫食者からの聞き取りや残品からの形態学的観察により原因物質を推定してきたが、より正確な特定には科学的根拠に基づく分析法による原因究明が求められる。そのため、液体クロマトグラフ質量分析計(LC-MS/MS)を用いた、自然毒の一斉分析法の確立及び、遺伝子検査等の手法による植物種の同定法の確立により、食中毒発生時の健康危機管理体制を強化する必要がある。

### 【これまでの成果と今後の取り組み】

これまでの成果	今後の取り組み
<ul style="list-style-type: none"><li>・LC-MS/MSによる自然毒一斉分析法について、新たに2成分(ガラントミン、アミグダリン)を追加した。</li><li>・3種の毒キノコ(ツキヨタケ、クサウラベニタケ、イボテングダケ)に含まれている有毒成分(イルジンS、ムスカリン、ムシモール、イボテン酸等)について、抽出方法、LC-MS/MSによる分析条件の検討を実施し、鑑定済みの毒キノコの分析を行った。</li><li>・ツキヨタケのリアルタイムPCR法を検討した。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・LC-MS/MSによる自然毒一斉分析法について、分析対象自然毒成分の追加を検討する。</li><li>・LC-MS/MSによる毒キノコの毒成分の分析について、3種の毒キノコ、及び調理品で抽出方法等を検討する。</li><li>・3種の毒キノコについて、リアルタイムPCR法を用いた種の判別法を検討する。</li></ul>

## 2 試験検査

試験検査に関する業務は、保健所等からの行政依頼により試験検査を行い、その結果を正確かつ迅速に提供することで、県民の健康で安全な生活を支えるとともに行政施策にも反映されるものであり、当研究所の基盤である。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年10月2日法律第114号)(以下「感染症法」という。)」や「食品衛生法(昭和22年12月24日法律第233号)」等に基づき、各事業主管課が策定した「茨城県感染

症発生動向調査事業実施要項」や「茨城県食品衛生監視指導計画」等に従い、危機管理対策上専門的かつ高度な技術及び設備を必要とする（民間では対応困難な）精度の高い試験検査を実施する（別紙参照）。

### 3 研究成果等の活用促進

調査研究等により得られた知見や技術等は、行政施策に積極的に活用するとともに、学会発表や学術誌・専門誌への投稿、ホームページによる公表などを通じて成果の発信を行い、広く普及促進を図る。

#### 【これまでの取り組みと今後の取り組み】

これまでの取り組み	今後の取り組み
<p>学会等で発表を行うとともに、学術誌や専門誌への投稿に努める。また、ホームページにおいて公表する。</p> <p><b>【数値目標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学会等での発表：60回/5年 (各年8回以上)</li> <li>・学術誌等への投稿：30本/5年 (各年4本以上)</li> </ul>	<p>調査研究等により得られた知見や技術等の成果を広く発信する。</p> <p><b>【数値目標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学会等での発表：48回/4年 (各年8回以上)</li> <li>・学術誌等への投稿：24本/4年 (各年4本以上)</li> <li>・ホームページでの公表：24回/4年 (各年4回以上)</li> </ul> <p><b>【質的目標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的に学会発表及び学術誌・専門誌へ投稿し、研究成果の社会的・学術的価値を向上させる。</li> <li>・関係機関・県民が分かりやすく活用しやすい形で成果を提供する。</li> </ul>

### 4 広報・情報発信・普及啓発

#### (1) 感染症情報センター

感染症法に基づき感染症の発生予防及びまん延防止を図るため、本県の感染症発生動向を調査し、患者情報と病原体情報を収集・整理・解析する。得られた最新の情報は、迅速に地域や医療機関及び関係機関に還元するとともに、

県民等に広く分かりやすく提供し、感染症予防対策及び医療機関における診療支援に寄与する。

また、保健所職員が行う積極的疫学調査に対して支援を行うとともに、感染症危機発生時には、対策会議等において、保健所、医療機関等へ専門的な情報提供・助言を行う。

**【これまでの取り組みと今後の取り組み】**

これまでの取り組み	今後の取り組み
<p>感染症発生動向を調査し、週報及び月報として定期的に発信するほか、最新情報を迅速に分かりやすく関係機関及び県民等に提供する。</p> <p>また、流行中又は今後注意が必要と考えられる疾患及び公衆衛生情報について、随時ホームページにより情報を提供する。</p> <p><b>【数値目標】</b></p> <p>ホームページによる情報提供 ： 4回/月程度</p>	<p>本県の感染症発生動向を調査し、最新情報を関係機関及び県民等に広く分かりやすく提供する。</p> <p>また、流行が確認された又は今後注意が必要と考えられる疾患及び感染症については、詳細な解析情報や予防に関する情報の提供・注意喚起を行う。</p> <p><b>【数値目標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ及び SNS による情報提供 ： 80回/年程度</li> <li>・週報発行：52回/年程度</li> <li>・月報発行：12回/年</li> <li>・病原体検出情報：12回/年</li> </ul> <p><b>【質的目標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページや SNS など様々な情報媒体を活用し、最新情報を迅速かつ正確に分かりやすく発信する。</li> <li>・関係機関と会議及び研修会等の機会を活用し、連携強化及び双方向による情報共有を図る。</li> </ul>

**(2) 県民意識の醸成**

**(2) - 1 県民等への情報発信**

県民等を対象とした出前講座・セミナー等の開催やパネルの展示により、保健衛生等に関する最新情報を提供するとともに、当研究所が実施する調査研

究や試験検査等について分かりやすく周知し、県民の意識向上に寄与する。

また、感染症や食中毒等についてホームページで情報発信するとともに、当研究所で業務として行った調査研究、試験検査等の結果をまとめた「衛生研究所年報」や「茨城県感染症発生動向調査事業年報」をホームページに掲載することで、関係機関及び県民等へ広く分かりやすく還元する。

**【これまでの取り組みと今後の取り組み】**

これまでの取り組み	今後の取り組み
<p>県民等を対象とした出前講座の開催等により、保健衛生等に関する最新情報を提供する。</p> <p><b>【数値目標】</b></p> <p>出前講座等：12回/年</p>	<p>関係機関及び県民等へ保健衛生等に関する情報を分かりやすく提供するとともに、当研究所が実施する調査研究や試験検査等について広く周知する。</p> <p><b>【数値目標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出前講座・セミナー等：6回/年</li> <li>・パネル展示：2回/年</li> <li>・ホームページ掲載：6回/年</li> <li>・年報掲載：2回/年</li> </ul> <p><b>【質的目標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民に対して広く分かりやすい内容で情報発信を行う。</li> <li>・出前講座・セミナー等の参加者に対してアンケートを実施し、次回内容の改善につなげる。</li> </ul>

**(2) - 2 薬剤耐性対策の推進**

茨城県感染症対策連携協議会薬剤耐性対策部会の議論を踏まえ、医療機関、薬局、保健所等の関係機関と連携して県民等を対象に抗菌薬の適切な使用等について普及啓発し、本県における薬剤耐性対策を推進する。

**【これまでの取り組みと今後の取り組み】**

これまでの取り組み	今後の取り組み
<p>県民等を対象に普及啓発事業を実</p>	<p>県民等を対象に普及啓発活動を実</p>

<p>施し、本県における薬剤耐性対策を推進する。</p> <p><b>【数値目標】</b> 普及啓発事業：1件/年</p>	<p>施し、本県における薬剤耐性対策を広く分かりやすく推進する。</p> <p><b>【数値目標】</b> ・普及啓発活動：5件/年</p> <p><b>【質的目標】</b> ・医療機関、薬局、保健所など関係機関と連携して、県民に対して薬剤耐性に関する正確で分かりやすい情報を提供する。 ・アンケート等により活動に対する反応や意見を収集・分析し、内容や手段の検証を行う。</p>
---	---

## 5 外部人材育成、教育活動

保健所職員、地域保健対策に係る関係者及び医療関係者等の資質向上のため、専門的・技術的研修等を企画し計画的に実施する。また、感染症や食中毒、苦情食品等に関する保健所等関係各機関からの相談に対して専門的助言を行い、保健所職員等の業務の資質向上を支援する。

さらに、次世代の公衆衛生を担う大学生、大学院生及び臨床研修医等の研修生を積極的に受け入れ、社会医学実習や地域保健実習に係る研修を実施する。

### 【これまでの取り組みと今後の取り組み】

これまでの取り組み	今後の取り組み
<p>地域保健関係者及び医療関係者等を対象とした、専門的・技術的研修等を実施する。</p> <p><b>【数値目標】</b> 研修会等：14回/年</p>	<p>保健所職員、地域保健対策に係る関係者及び医療関係者等を対象とする、専門的・技術的研修等を実施する。</p> <p>また、大学生、大学院生及び臨床研修医等の研修生を積極的に受け入れる。</p> <p><b>【数値目標】</b> ・研修会等：18回/年</p>

	<p><b>【質的目標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の保健課題に即した専門的・技術的研修等を実施する。</li> <li>・参加者に対してアンケートを実施し、次回内容の改善につなげる。</li> </ul>
--	--

## ii) 業務の質的向上、効率化のために実施する方策

### 1 全体マネジメント

本県における保健衛生及び健康危機管理の科学的かつ技術的中核機関として、新興・再興感染症や広域化する食中毒の発生等に備え、次のことに取り組む。

- (1) 地域保健法に基づく基本指針により策定された「健康危機対処計画」に基づき、平時から実践型訓練の実施等により健康危機に備えた体制整備を進める。
- (2) 検査機器の整備・更新及び技術系職員等の人員確保に努め、ハード面及びソフト面の両方において検査体制の維持・強化を図る。特に技術系職員等の人員確保においては、定期的に人事異動が行われるという県の特色の中でも、検査体制の維持や調査研究の継続への影響が最小限となる体制を構築する。
- (3) 検査の信頼性を確保するため、医薬品等の公的認定試験検査機関として PIC/S (Pharmaceutical Inspection convention and Pharmaceutical Inspection Co-operation Scheme) に、また、食品衛生検査施設として GLP (Good Laboratory Practice) 等に対応できる品質保証体制の整備を図る。
- (4) 検査結果の正確性・精密性を確保するため、各外部精度管理事業に積極的に参加するとともに、内部で定期的な精度管理を実施し、検査精度の維持を図る。
- (5) 「茨城県衛生研究所病原体等安全管理規程」や「茨城県衛生研究所毒物及び劇物管理要領」に基づき、当研究所における病原体や毒劇物等の安全管理を確保し、病原体や毒劇物等に起因して発生する暴露及び事故の未然防止を図る。
- (6) 定期的な業務の進捗状況管理や情報の共有とともに、外部の学識経験者等から構成される評価委員会において評価を受け、業務の見直し改善を行い、研究所全体の強化を図る。

## 2 他機関との連携、調査研究費の獲得

感染症や食中毒など、県民を脅かす健康危機は、県域を越えて広域化することもある。日頃から他県の地方衛生研究所との連携体制を確保するとともに、様々な検査手法等を先進的に実施している国立感染症研究所及び国立医薬品食品衛生研究所等と連携し、試験検査の突発的な対応等に備える。

また、研修会等への参加を通じて得られた人的交流を活用し、国立研究機関や大学、その他の研究機関等と共同研究・研究協力を行うことを通じて連携の強化を図る。

さらに、調査研究を効果的・効率的に推進するため、国及び民間の競争的資金等について積極的に情報を収集し応募するなど、調査研究費の獲得・活用を図る。

## 3 県民ニーズの把握

当研究所が取り組む調査研究は、公衆衛生及び地域保健に関する状況や県民生活の実態を把握している保健所等からの要望などを踏まえて実施することが求められている。また、薬剤耐性対策の推進においては、医療現場のニーズや県民実態を踏まえた事業に取り組む。

そのため、保健所をはじめとする関係機関、茨城県感染症対策連携協議会の薬剤耐性対策部会や感染症発生動向調査部会と意見交換を行う。また、県民を対象としたアンケートの実施等により、県民ニーズの把握に努める。

### 【これまでの取り組みと今後の取り組み】

これまでの取り組み	今後の取り組み
関係機関等と意見交換して県民・現場のニーズを把握するとともに、出前講座を通して県民の意見を聴取し、調査研究課題や事業内容の参考とする。  【数値目標】 ・関係機関等との意見交換：8回/年 ・出前講座等：12回/年【再掲】	関係機関等との意見交換や県民を対象としたアンケートの実施等により県民・現場のニーズを把握する。  【数値目標】 ・関係機関等との意見交換：12回/年 ・アンケートの実施：12回/年  【質的目標】 ・関係機関等との意見交換を通して現場の具体的なニーズを把握し、調査

	<p>研究課題や事業内容の参考とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民を対象としたアンケートを実施し、事業内容の改善につなげる。</li> </ul>
--	---

#### 4 内部人材育成

##### (1) 技術研修会、学会等へ参加及び修学機会の確保

調査研究や精度を維持した試験検査を行うには、幅広い知識や技術の習得等が必要である。そのため、国立試験研究機関や関連団体等が主催する技術研修会及び学会等へ計画的かつ継続的に参加する機会や、大学院課程等で修学する機会を確保し、研究員一人一人の意欲や一層の能力・資質の向上を図る。

##### (2) 所内研修及び伝達講習

若手研究員に対して必要な知識やノウハウを教え、伝えていくことを主眼としたOJT (On the Job Training) を実施するとともに、最新の知見や技術を有する外部専門家を招聘した技術指導・研修や、研究者倫理及び病原体等安全管理に関する研修等を実施し、研究員一人一人の研鑽を図るとともに調査研究及び試験検査の高度化・効率化を図る。

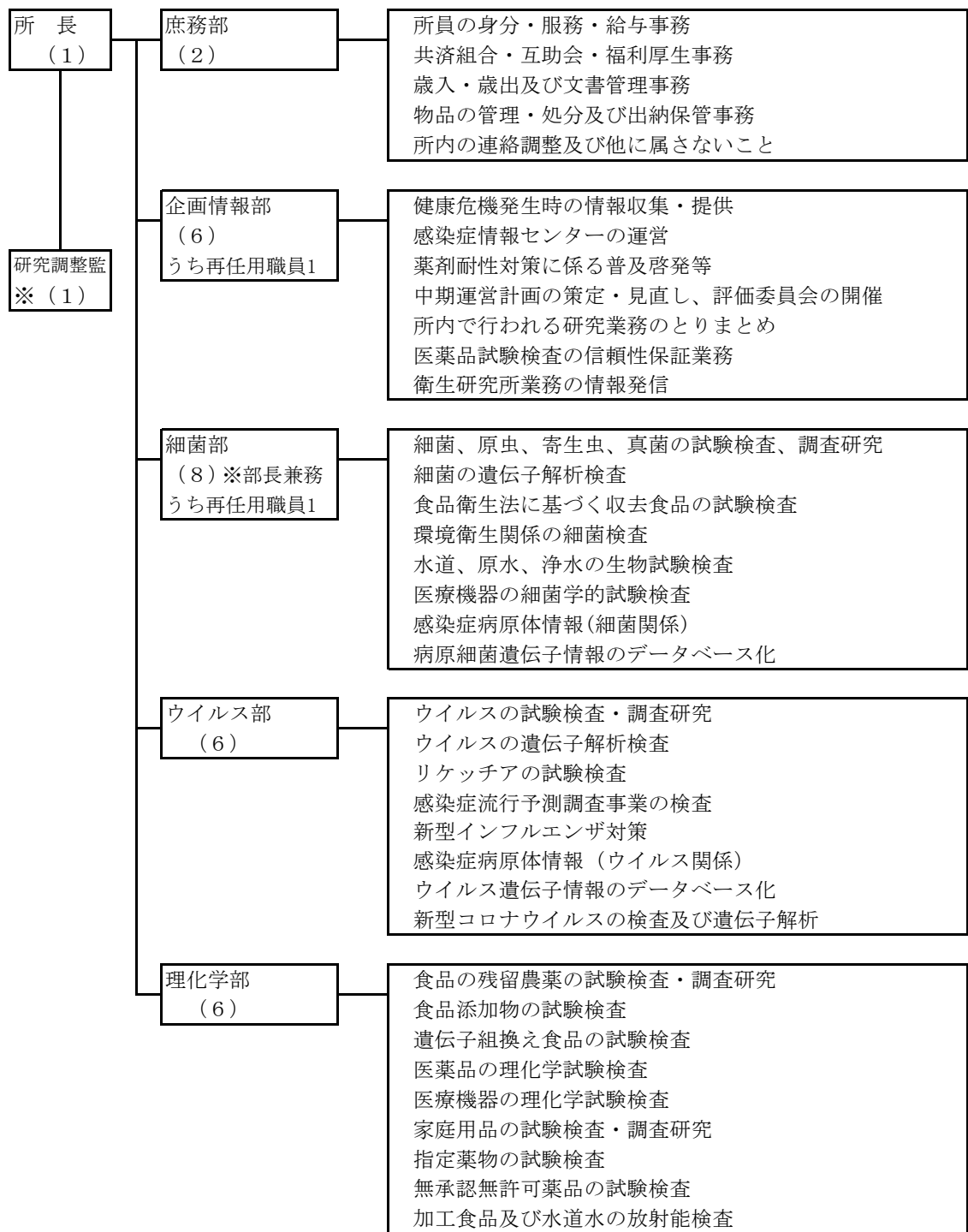
また、研修会・学会等の参加者が伝達講習を行うことで情報共有し、研究所全体の資質向上に努める。

#### 【これまでの取り組みと今後の取り組み】

これまでの取り組み	今後の取り組み
<p><b>【数値目標】</b></p> <p>所内研修会：4回/年</p>	<p>定期的に所内研修会を実施する。</p> <p><b>【数値目標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所内研修会：4回/年</li> </ul> <p><b>【質的目標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最新の知見や技術を取り入れた、日常業務に直接役立つ実践的な研修会を実施する。</li> <li>・ 参加者に対してアンケートを実施し、次回内容の改善につなげる。</li> </ul>

IV 組織・人員及び予算（決算）

1 組織・人員（令和7年3月31日現在）



内訳 所属	事務	技 術						計	会計年度 任用職員	合計
		医師	獣医師	薬剤師	臨床検査技師	化学	保健師			
所長				1				1		1
庶務部	2							2	2	4
企画情報部				1	2(1)		1	4(1)	1	5(1)
細菌部				4	3(1)			7(1)	1	8(1)
ウイルス部			2	2	3			7		7
理化学部				4		2		6	1	7
計	2	0	2	12	10(2)	2	1	27(2)	5	32(2)

※ ( ) 書きは再任用職員で外書き

## 2 予算（令和6年度決算額）

事業主管課	科目	小項目	決算額（千円）	主な事業内容
保健政策課	衛生研究所費	衛生研究所費 （特別電源所在県科学技術振興事業補助金を含む。）	61,838	所内運営（職員給与費は除く。）及び調査研究等
疾病対策課	結核対策費	結核対策費	220	結核対策
	予防費	感染症予防費	36,192	感染症対策全般
		保健検査費	2,674	薬剤耐性対策等
薬務課	薬事費	薬事指導費	5,151	医薬品試験検査等
		麻薬大麻取締費	307	指定薬物試験検査
生活衛生課	環境衛生指導費	環境衛生指導費	400	レジオネラ属菌検査
	食品衛生指導費	食品衛生費	27,638	食中毒検査等
		乳肉衛生費	845	認定小規模食鳥処理場微生物検査
	動物愛護管理推進費	動物愛護管理推進費	766	狂犬病検査、SFTS検査等
水政課	水政費	水道施設指導費	677	水道水測定分析外部精度管理等
健康推進課	健康増進費	健康増進対策費	7,512	排水処理施設設備の運転・保守等
合計			144,220	

## 衛生研究所が行う試験検査業務

## 1 計画検査

検査項目	目的・内容等	衛生研究所 担当部	業務主管課	根拠
食肉の試験検査	食肉及びその加工品等による食中毒を防止するため、カンピロバクター属菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌及び腸内細菌科群の検査を行う。	細菌部	生活衛生課	茨城県食品衛生監視指導計画
農産物漬物の試験検査	県内に流通する農産物漬物の安全性を確保するため、食品添加物（ソルビン酸、ソルビン酸カリウム）の試験検査を、浅漬けについては、大腸菌及び腸炎ビブリオの試験検査を行う。	細菌部 ..... 理化学部	生活衛生課	茨城県食品衛生監視指導計画
輸入食品の試験検査	県内に流通する輸入食品の安全を確保するため、細菌検査及び理化学検査を行う。	細菌部 ..... 理化学部	生活衛生課	茨城県食品衛生監視指導計画
夏期及び年末食品一斉取締りに係る食品の試験検査	細菌性食中毒が多発する夏期及び食品流通量が増加する年末における県内の流通食品の安全性を確保するため、細菌検査を行う。	細菌部	生活衛生課	茨城県食品衛生監視指導計画
認定小規模食鳥処理場微生物検査	食鳥肉及び食鳥処理施設等の衛生状況を把握するため、サルモネラ属菌及びカンピロバクター属菌の検査を行う。	細菌部	生活衛生課	茨城県食品衛生監視指導計画
水道水質調査事業に伴う試験検査	水道原水及び浄水中のクリプトスポリジウム等の存在状況を把握し、水道施設の適正な施設管理に資するため、水質検査を行う。	細菌部	水政課	病原性微生物等実態調査実施要領
感染症流行予測調査事業に伴う試験検査	予防接種事業の効果的運用を図り、さらに長期的視野に立ち総合的に疾病の流行を予測するため、ヒトのインフルエンザ、麻疹及び風しんの抗体保有状況調査並びにブタの日本脳炎抗体保有状況調査を国から受託する。	ウイルス部	疾病対策課	感染症流行予測調査実施要領
蚊の生息状況調査	蚊が媒介する感染症のまん延防止のため、定点観測地点で捕獲された蚊を鑑別し、媒介種の病原体（デングウイルス、チクングニアウイルス、ジカウイルス）遺伝子検査を実施する。	ウイルス部	疾病対策課	蚊の生息状況調査（定点モニタリング調査）実施要領
二枚貝中のノロウイルスの試験検査	二枚貝類のノロウイルス等の汚染状況を把握し、ノロウイルスによる食中毒を防止するため、二枚貝中のノロウイルスの検査を行う。	ウイルス部	生活衛生課	茨城県食品衛生監視指導計画
県内流通医薬品等の試験検査	県内に流通する医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するため、規格適合状況について検査を行う。	理化学部	薬務課	県内流通医薬品試験検査実施要領
後発医薬品の試験検査	後発医薬品の品質、有効性及び安全性を確保するため、全国一斉に行われる監視指導に伴い、国の指定する品目について検査を行う。	理化学部	薬務課	茨城県医薬品・医療機器等一斉監視指導実施要領
医療機器の試験検査	医療機器の有効性と安全性を確保するため、全国一斉に行われる監視指導に伴い、国の指定する品目について検査を行う。	細菌部 ..... 理化学部	薬務課	茨城県医薬品・医療機器等一斉監視指導実施要領
無承認無許可医薬品の試験検査	いわゆる健康食品に紛れ込む無承認無許可医薬品の流通防止とそれらが原因となる健康被害を未然に防止するため、健康食品中の医薬品成分含有状況の検査を行う。	理化学部	薬務課	無承認無許可医薬品対策事業実施要領
家庭用品の試買試験検査	人の健康に被害を及ぼすおそれのある物質を含有する家庭用品を発見・排除し、県民の健康被害の発生又は拡大を防止するため、家庭用品中の有害物質含有状況の検査を行う。	理化学部	薬務課	家庭用品試買試験検査実施要領
指定薬物等の試験検査	危険ドラッグの流通を防止し、健康被害の発生を防止するため、指定薬物等の検査を行う。	理化学部	薬務課	危険ドラッグ買上検査事業実施要領
食品の残留農薬試験検査	県外産農産物及び輸入野菜の安全性を確保するため、残留農薬の検査を行う。	理化学部	生活衛生課	茨城県食品衛生監視指導計画
遺伝子組換え食品の試験検査	安全性未審査の遺伝子組換え農産物の流通を防止するとともに、審査済み遺伝子組換え農産物の適正な使用を確認するため、検査を行う。	理化学部	生活衛生課	茨城県食品衛生監視指導計画
加工食品の放射性物質試験検査	県民等の食品放射性物質汚染に対する不安解消及び安全性を確保するため、加工食品中の放射性セシウムを測定する。	理化学部	生活衛生課	茨城県食品衛生監視指導計画
イノシシ肉の放射性物質検査	原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限の中、イノシシ肉を食品として流通させるため、石岡市、高萩市内イノシシ肉加工施設が受け入れた肉について放射性セシウムの確定検査を行う。	理化学部	生活衛生課	イノシシ肉の放射性物質検査実施要領
水道水の放射性物質試験検査	県民等の水道水放射性物質汚染に対する不安解消及び安全性を確保するため、水道原水及び浄水中の放射性セシウムを測定する。	理化学部	水政課	(通知)水道水放射性物質モニタリングの実施について

## 2 行政依頼検査

検査項目	目的・内容等	衛生研究所 担当部	業務主管課	根拠
感染症法に基づく届出に伴う疾患の試験検査	感染症法に基づく届出疾患について、病原体を特定・確認するため、検査を行う。	細菌部 ..... ウイルス部	疾病対策課	茨城県感染症発生動向調査事業実施要項
感染症の発生の状況及び動向の把握に伴う試験検査	県内の病原体定点（小児科、インフルエンザ、眼科、基幹）から依頼された検体について、県内の流行状況を把握するため、病原体の検査を行う。	細菌部 ..... ウイルス部	疾病対策課	茨城県感染症発生動向調査事業実施要項
感染症の発生予防及びまん延防止に伴う試験検査	感染症の発生予防及びまん延を防止するとともに、原因を究明するため、病原体の検査を行う。	細菌部 ..... ウイルス部	疾病対策課	茨城県感染症発生動向調査事業実施要項
感染症及び食中毒事例の分子疫学解析	感染症及び食中毒の集団的又は広域的発生事例における原因究明等のため、分子疫学解析を行う。	細菌部 ..... ウイルス部	疾病対策課 生活衛生課	茨城県感染症発生動向調査事業実施要項 他
結核対策予防事業に伴う試験検査	県内における結核のまん延を防止するため、患者の感染源の把握を目的とした結核菌遺伝子解析等の検査を行う。	細菌部	疾病対策課	茨城県結核予防計画
レジオネラ症防止に伴う試験検査	レジオネラ症の発生届出時に、関連の浴槽水等について、原因を究明するためレジオネラ属菌の検査を行う。	細菌部	生活衛生課	レジオネラ症防止指針
犬の狂犬病検査	狂犬病の国内発生が確認されていない現状にあって、狂犬病に罹患した動物を確実に探知するため、犬の狂犬病検査を行う。	ウイルス部	生活衛生課	茨城県狂犬病検査実施要領
化学物質に係る試験検査	化学物質による事故等が発生したとき、健康被害を最小限に抑えるため原因物質を特定するための理化学検査を行う。	理化学部	業務課	茨城県健康危機管理指針
食中毒及び苦情食品に伴う試験検査	食中毒等、食品に起因する事故発生時や食品の苦情原因を調査するため、必要に応じて微生物検査や理化学検査を行う。	細菌部 ..... ウイルス部 ..... 理化学部	生活衛生課	茨城県食中毒事故処理要領